

MM2(E)

マドリッド協定に関する議定書のみによって支配される標章の国際登録の出願

出願人による使用欄	官庁による使用欄
<p>この国際出願は、以下の枚数の連続用紙を含んでいる:</p> <ul style="list-style-type: none"> - 連続用紙: 1..... - MM17 様式: <p>出願人の整理番号: MP00021.....</p>	<p>官庁の整理番号:</p>

1 当該官庁が本国官庁となる締約国
JAPAN.....

2 出願人

(a) 氏名 (名称) : **HATSUMEI Corporation**.....

(b) 住所 (居所) : **7, Reinin-cho 2 chome, Tennoji-ku, Osaka-shi, Osaka 543-0061 Japan**.....

.....

.....

.....

(c) 通信のための宛先: **4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8951 Japan**.....

.....

.....

(d) 電話: **81-3-3501-1913**..... ファクシミリ: **81-3-3580-8033**.....

電子メールアドレス: **1B00@jpo.go.jp**.....

電子メールアドレスを記載することにより、この国際出願及びその後の国際登録に係る国際事務局からの通知は、電子的にのみ送付され、**書面による通知は送付されません**。同様に、同じ電子メールアドレスが提供されている又は今後提供される他の国際出願又は国際登録に係る国際事務局からの通知についても、電子的にのみ送付されます。電子通信の目的のため、1つの国際登録につき1つの電子メールアドレスのみが記録されることにご注意ください。

(e) 通信用選択言語: 英語 仏語 スペイン語

(f) その他の表示 (特定の指定締約国により要求される場合、例えば**米国** ; (i)又は(ii)のどちらかのみを表示する) :

(i) 出願人が自然人である場合には、出願人の国籍:

(ii) 出願人が法人である場合には (以下の両方を表示してください) :

- 法人の法的性質: **Corporation**.....

- その法律に基づいて法人が設立された国、該当する場合には当該国における地域 (州、地方など) :
Japan.....

3

出願の資格

(a) 対応するボックスにチェックすること:

- (i) 第 1 欄にいう締約国が国の場合、出願人はその国の国民である ; 又は
- (ii) 第 1 欄にいう締約国が機関である場合、出願人が国民である国の名称:
..... ; 又は
- (iii) 第 1 欄にいう締約国に出願人は住所を有している ; 又は
- (iv) 第 1 欄にいう締約国の領域内において出願人は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有している。

(b) 第 2 欄(b)における出願人の住所が第 1 欄にいう締約国と相違する場合には、以下の欄に表示する事:

- (i) 本欄(a)(iii)のボックスにチェックした場合には、その締約国の領域内における出願人の住所、又は
- (ii) 本欄(a)(iv)のボックスにチェックした場合には、その締約国の領域内における出願人の工業上若しくは商業上の営業所の住所

.....

4

代理人

氏名 (名称) : **KOKUSAI Taro**.....

住所 (居所) : **c/o Madpro Patent and Trademark Office, 7-1, Nagata-cho 5-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8951 Japan**.....

電話: **81-3-3501-1913**..... ファクシミリ: **81-3-3580-8033**.....

電子メールアドレス: **kokusai@jpo.go.jp**.....

電子メールアドレスを記載することにより、この国際出願及びその後の国際登録に係る国際事務局からの通知は、電子的にのみ送付され、**書面による通知は送付されません**。同様に、同じ電子メールアドレスが提供されている又は今後提供される他の国際出願又は国際登録に係る国際事務局からの通知についても、電子的にのみ送付されます。電子通信の目的のため、1つの国際登録につき1つの電子メールアドレスのみが記録されることにご注意ください。

5

基礎出願又は基礎登録

**see
CONTINUATION SHEET**

基礎出願番号: **2017-012345**..... 基礎出願の日: **17/04/2017**..... (日/月/年)

基礎登録番号: **5678900**..... 基礎登録の日: **20/04/2007**..... (日/月/年)

6

優先権の主張

出願人は以下に言及した先の出願に係る優先権を主張する:

優先権に係る出願がなされた官庁: **Japan**.....

優先権に係る出願の番号 (可能な場合) : **2017-012345**.....

優先権に係る出願の日: **17/04/2017**.....(日/月/年)

優先権の主張が本様式第 10 欄に掲げられた全ての商品及び役務に関係しない場合には、優先権の主張に係る商品及び役務を以下の欄に表示する:

All goods in class 1.....

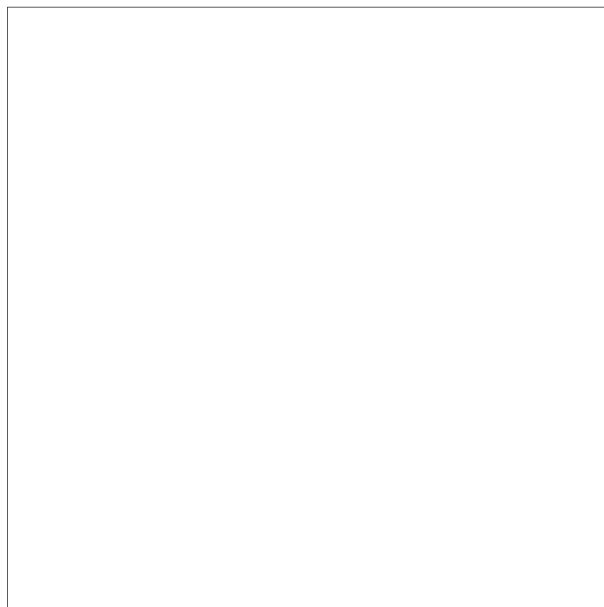
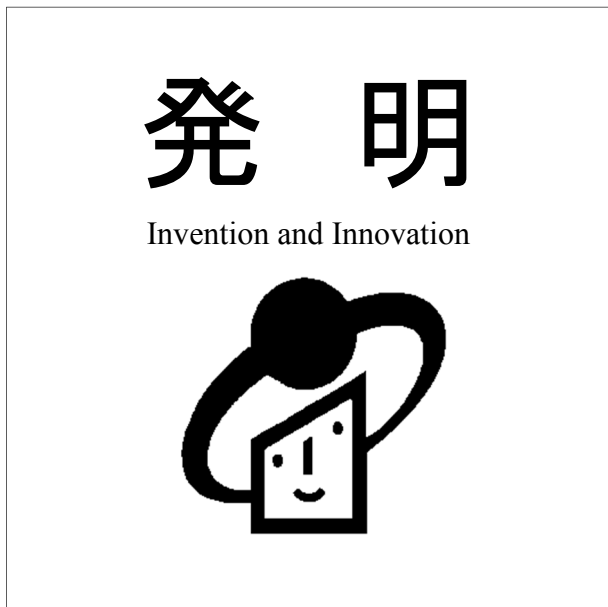
複数の優先権を主張する場合、このボックスにチェックし、各優先権主張に関する上記要求情報を記載するため連続用紙を使用する。

7

標章

(a) 基礎出願又は基礎登録に表されているものと同じ標章の複製を以下の欄に記載する。

(b) (a)の標章の複製が白黒であり、かつ本様式の第 8 欄において色彩が主張されているときは、色彩の標章の複製を以下の欄に記載する。



(c) 出願人は本標章が標準文字による標章とすることを宣言する。

(d) 本標章は図形要素を含まず、色彩のみ又は色彩のみの組み合わせにより構成されている。

本国官庁がファクシミリによって本様式を提出している場合には、本頁の原本を国際事務局に提出する前に本欄を完璧なものとする。

基礎出願若しくは基礎登録の番号又は本様式の第 1 頁に示された官庁の使用欄に表示された番号:

本国官庁による署名:

8

色彩に係る主張

(a) 出願人は標章の特徴として色彩を主張する。

主張に係る色彩又はその組み合わせ:.....
.....
.....

(b) 色彩の標章の主要部分のそれぞれの色彩の表示 (特定の指定締約国により要求される場合) :

.....
.....
.....

10

商品及び役務

Madrid Goods & Services Manager (MGS) ; www.wipo.int/mgs/で、国際事務局によって受け入れ可能な表示を検索できます。これらの表示を使用することにより、商品及び役務の分類に関する欠陥通報及び国際登録の記録の遅延を回避できます。

商品及び役務の表示を明確にするため、一貫性を持ってセミコロン (;) を使用してください、例：
09 Scientific, optical and electronic apparatus and instruments; screens for photoengraving; computers.
35 Advertising; compilation of statistics; commercial information agencies.

フォントは“Courier New”又は“Times New Roman”、フォントサイズは 12 ポイント以上で記載してください。

(a) 国際登録を求める商品及び役務を以下に示す:

類	商品及び役務
1	Beer-clarifying and preserving agents.
3	Perfumery.
7	Beer pumps ; bottle sealing machines.
25	Clothing; garters; sock suspenders; suspenders [braces]; belts for clothing; boots for sports.

(b) 出願人は以下の 1 又は複数の指定締約国に関して、この商品又は役務リストに**限定**する事を希望する:

締約国	当該締約国で保護を求める類又は商品及び役務
For EM	class 1, 7 and 25
For US	25 T-shirts.



記載欄が不足した場合は、このボックスにチェックし**連続用紙**を使用する。

11 指定締約国

(マドリッド制度の加盟国における手続に関する情報は、次のウェブサイトを参照：www.wipo.int/madrid/en/members/ipoffices_info.html。また、追加情報に関してはインフォメーションノーティスを参照 www.wipo.int/madrid/en/notices/)

該当するボックスをチェックする：

- | | | | |
|--|---|---|--|
| <input type="checkbox"/> AG アンティグア・バーブーダ | <input type="checkbox"/> EE エストニア | <input type="checkbox"/> LA ラオス | <input type="checkbox"/> RS セルビア |
| <input type="checkbox"/> AL アルバニア | <input type="checkbox"/> EG エジプト | <input type="checkbox"/> LI リヒテンシュタイン | <input checked="" type="checkbox"/> RU ロシア |
| <input type="checkbox"/> AM アルメニア | <input checked="" type="checkbox"/> EM 欧州連合 ¹ | <input type="checkbox"/> LR リベリア | <input type="checkbox"/> RW ルワンダ |
| <input type="checkbox"/> AT オーストリア | <input type="checkbox"/> ES スペイン | <input type="checkbox"/> LS レソト ² | <input type="checkbox"/> SD スーダン |
| <input type="checkbox"/> AU オーストラリア | <input type="checkbox"/> FI フィンランド | <input type="checkbox"/> LT リトアニア | <input type="checkbox"/> SE スウェーデン |
| <input type="checkbox"/> AZ アゼルバイジャン | <input checked="" type="checkbox"/> FR フランス | <input type="checkbox"/> LV ラトビア | <input type="checkbox"/> SG シンガポール ² |
| <input type="checkbox"/> BA ボスニア・ヘルツェゴビナ | <input type="checkbox"/> GB 英国 ² | <input type="checkbox"/> MA モロッコ | <input type="checkbox"/> SI スロベニア |
| <input type="checkbox"/> BG ブルガリア | <input type="checkbox"/> GE ジョージア | <input type="checkbox"/> MC モナコ | <input type="checkbox"/> SK スロバキア |
| <input type="checkbox"/> BH バーレーン | <input type="checkbox"/> GH ガーナ | <input type="checkbox"/> MD モルドバ | <input type="checkbox"/> SL シエラレオネ |
| <input type="checkbox"/> BN ブルネイ ² | <input type="checkbox"/> GM ガンビア | <input type="checkbox"/> ME モンテネグロ | <input type="checkbox"/> SM サンマリノ |
| <input type="checkbox"/> BQ ボネール島、シントユースタティウス島、サバ島 ⁶ | <input type="checkbox"/> GR ギリシャ | <input type="checkbox"/> MG マダガスカル | <input type="checkbox"/> ST サントメ・プリンシペ |
| <input type="checkbox"/> BT ブータン | <input type="checkbox"/> HR クロアチア | <input type="checkbox"/> MK マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 | <input type="checkbox"/> SX シント・マルテン島(オランダ領) ⁶ |
| <input type="checkbox"/> BW ボツワナ | <input type="checkbox"/> HU ハンガリー | <input type="checkbox"/> MN モンゴル | <input type="checkbox"/> SY シリア |
| <input type="checkbox"/> BX ベネルクス | <input type="checkbox"/> IE アイルランド ² | <input type="checkbox"/> MX メキシコ | <input type="checkbox"/> SZ スワジランド |
| <input type="checkbox"/> BY ベラルーシ | <input type="checkbox"/> IL イスラエル | <input type="checkbox"/> MZ モザンビーク ² | <input type="checkbox"/> TH タイ |
| <input type="checkbox"/> CH スイス | <input type="checkbox"/> IN インド ² | <input type="checkbox"/> NA ナミビア | <input type="checkbox"/> TJ タジキスタン |
| <input checked="" type="checkbox"/> CN 中国 | <input type="checkbox"/> IR イラン | <input type="checkbox"/> NO ノルウェー | <input type="checkbox"/> TM トルクメニスタン |
| <input type="checkbox"/> CO コロンビア | <input type="checkbox"/> IS アイスランド | <input type="checkbox"/> NZ ニュージーランド ² | <input type="checkbox"/> TN チュニジア |
| <input type="checkbox"/> CU キューバ ⁵ | <input type="checkbox"/> IT イタリア | <input type="checkbox"/> OA アフリカ知的所有権機関(OAPI) ³ | <input type="checkbox"/> TR トルコ |
| <input type="checkbox"/> CW キュラソー島 ⁶ | <input type="checkbox"/> JP 日本 ⁵ | <input type="checkbox"/> OM オマーン | <input type="checkbox"/> UA ウクライナ |
| <input type="checkbox"/> CY キプロス | <input type="checkbox"/> KE ケニア | <input type="checkbox"/> PH フィリピン | <input checked="" type="checkbox"/> US 米国 ⁴ |
| <input type="checkbox"/> CZ チェコ | <input type="checkbox"/> KG キルギス | <input type="checkbox"/> PL ポーランド | <input type="checkbox"/> UZ ウズベキスタン |
| <input type="checkbox"/> DE ドイツ | <input type="checkbox"/> KH カンボジア | <input type="checkbox"/> PT ポルトガル | <input type="checkbox"/> VN ベトナム |
| <input type="checkbox"/> DK デンマーク | <input type="checkbox"/> KP 北朝鮮 | <input type="checkbox"/> RO ルーマニア | <input type="checkbox"/> ZM ザンビア |
| <input type="checkbox"/> DZ アルジェリア | <input type="checkbox"/> KR 韓国 | | <input type="checkbox"/> ZW ジンバブエ |
| | <input type="checkbox"/> KZ カザフスタン | | |

その他の国：

¹ 欧州連合の指定は、以下の加盟国を含む：オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国。

欧州連合を指定する場合、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) に対し次の中から第2言語の指示 (1つのボックスのみチェック) を義務づけている：

- 仏語 独語 伊語 スペイン語

加えて、出願人が、欧州連合の構成国又はこれらの国に関して先行商標登録の優先順位の主張を望む場合、公式様式 MM17 をこの国際出願に添付して提出しなければならない。

² ブルネイ、インド、アイルランド、レソト、モザンビーク、ニュージーランド、シンガポール、又は英国を指定する事により、出願人はこれらの国において標章を当該出願にかかる商標又は役務について同人又は同人の承諾により使用する意思を宣言することとなる。

³ アフリカ知的所有権機関 (OAPI)の指定は、以下の加盟国を含む：ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ共和国、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ。

⁴ 米国を指定国とする場合、米国によって要求される標章を使用する意思の宣言書 (MM18) を当該出願に添付しなければならない。また、第2欄(f)も記載しなければならない。

⁵ キューバ及び日本は共通規則第 34(3)(a)による宣言を行っているため、これら指定締約国に関する個別手数料は二段階納付制となっている。よって、キューバ又は日本を指定する場合、この国際出願時には個別手数料の第一段階部分のみの支払が必要である。個別手数料の第二段階部分については、これら指定締約国官庁が当該国際登録の標章の保護を認めた場合のみ支払わなければならない。個別手数料の第二段階部分の支払期限日とその額については、後に国際登録の名義人に通知される。

⁶ 以前は旧オランダ領アンティルの一部であった。

12

出願人及び／又は代理人の押印又は署名
(本国官庁が要求する又は認める場合)

適用法令に基づき、私は押印又は署名に対して権限があることを宣言します：

.....

13

本国官庁による国際出願の証明及び署名

(a) 証明

本国官庁は以下について証明する

- (i) 本出願の申請は に受理された (日/月/年)
- (ii) 第 2 欄に記載された出願人は、第 5 欄に記載された基礎出願の出願人又は基礎登録の名義人で同一であること、第 7 欄(d)、第 9 欄(d)又は第 9 欄(e)(i)において示された表示は、基礎出願又は基礎登録においても表示されている、第 7 欄(a)の標章は、基礎出願又は基礎登録のものと同一であること、色彩が基礎出願又は基礎登録における標章の独特の特徴として主張されるときは、同一の主張が第 8 欄に含まれる、又は、第 8 欄に記載した色彩の主張は基礎出願若しくは基礎登録に含まれていないが、標章が事実上主張された色彩又は色彩の組み合わせにあること、第 10 欄に掲げられた商品及び役務は、基礎出願又は基礎登録に表示された商品及び役務のリストに含まれていること。

国際登録が 2 以上の基礎出願又は基礎登録に基づく場合には、上述の宣言は全ての基礎出願又は基礎登録に適用されるものとみなす。

(b) 官庁の名称:

.....

(c) 氏名及び官庁を代表する公式署名

適用法令に基づき、私は押印又は署名に対して権限があることを宣言します：

.....

.....

(d) 官庁における連絡先氏名及び電子メールアドレス:

.....

料金計算表

(a) 当座口座からの引き落としの指示

国際事務局は、これによって、必要額の手数料を国際事務局との当座口座から引き落とすよう指示を受ける(このボックスにチェックをした場合、(b)に記入する必要はない)

口座名義人: 口座番号:

この指示を与えた当事者の身元:

(b) 手数料の総額 (料金計算システム参照: www.wipo.int/madrid/en/fees/calculator.jsp)

基本手数料: 標章の複製が白黒の場合には 653 スイスフラン、標章の複製が色彩を有する場合には 903 スイスフラン (国際連合作成のリスト(www.wipo.int/ldcs/en/country))に従い、本国が後発開発途上国の出願人によって提出される国際出願: 標章の複製が白黒の場合には 65 スイスフラン、標章の複製が色彩を有する場合には 90 スイスフラン).

653.....

付加及び追加手数料:

付加手数料が適用される 指定国の数		付加手数料		付加手数料の合計
2.....	x	100 スイスフラン	=	200..... => 200.....

3 類を越える商品及び 役務の類の数		追加手数料		追加手数料の合計
1.....	x	100 スイスフラン	=	100..... => 100.....

個別手数料 (スイスフラン):

指定締約国	個別手数料	指定締約国	個別手数料
China.....	624.....
European Union.....	1,116.....
United States of America.....	388.....
.....
.....

個別手数料の合計 => 2,128.....

総計 (スイスフラン) 3,081.....

(c) 支払方法

支払を行う者の身元: **KOKUSAI Taro**.....

WIPO により受領・確認された支払 WIPO 受領番号

WIPO 銀行口座への支払
IBAN No. CH51 0483 5048 7080 8100 0
Crédit Suisse, CH-1211 Geneva 70
Swift/BIC: CRESCHZZ80A 支払の特定 日/月/年
01/08/2017.....

WIPO 郵便口座への支払
(欧州域内のみ) 支払の特定 日/月/年
IBAN No. CH03 0900 0000 1200 5000 8
Swift/BIC: POFICHBE

連続用紙

No : ...1..... of ...1.....

5

基礎出願又は基礎登録

基礎出願の番号: **2017-012346**..... 基礎出願の日: **18/04/2017**..... (日/月/年)

基礎登録番号:..... 基礎登録の日:..... (日/月/年)

6

優先権の主張

 出願人は以下に言及した先の出願に係る優先権を主張する:優先権に係る出願がなされた官庁: **Japan**.....優先権に係る出願の番号 (可能な場合) : **2017-012346**.....優先権に係る出願の日: **18/04/2017**..... (日/月/年)

優先権の主張が本様式第 10 欄に掲げられた全ての商品及び役務に関係しない場合には、優先権の主張に係る使用品及び役務を以下の欄に表示する:

All goods in class 25..... 複数の優先権を主張する場合、ボックスにチェックし、各優先権主張に関する上記要求情報を記載するため連続用紙を使用する。